

むつ市議会第197回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成20年9月19日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第76号 財産の取得について
(むつ市立第三田名部小学校の建設用地の取得)
- 第10 議案第77号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団配備の小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新)
- 第11 議案第78号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげん)
- 第12 議案第79号 町の区域の変更について
(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市川内町家ノ辺への編入)
- 第13 議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更について
- 第14 議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算
- 第17 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

【報告に対する質疑】

- 第18 報告第18号 平成19年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書
- 第19 報告第19号 平成19年度むつ市水道事業会計資金不足比率について

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第20 議員提出議案第7号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

【議員派遣】

第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	半田	義秋	10番	目時	睦男
11番	高田	正俊	12番	新谷	功德
13番	富岡	修	14番	佐々木	隆徳
15番	白井	二郎	16番	山本	留義
17番	千賀	武由	18番	馬場	重利
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	菊池	広志
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理業者	遠藤	雪夫
代 監 査 委 員	菊池	十皿夫	総務部長	新谷	加水
総務部 秘書監	齋藤	秀人	総務部 事務局長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 理事	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部長	吉田	市夫
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節雄	公営企業 局長	佐藤	純一
農委員 会事務局長	吉田	薫	総務部 課長	松尾	秀一

總務部
總務系
行政係
課長

吉 田 真

總務部
總務政
務主任
主查

澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局
局長
總括主
幹
議事係
主查

河 野 健 二
山 崎 幸 悦
石 田 隆 司

次 長
總括主
幹
議事係
主事

工 藤 昌 志
柳 田 諭
井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月9日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、建設、教育民生の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第17 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例から、日程第17 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの17件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第68号、議案第69号、議案第71号、

議案第77号、議案第79号、議案第80号及び報告第22号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（8番 川端一義議員登壇）

○8番（川端一義） 総務常任委員会に付託されました議案6件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案、報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、自己啓発等休業の対象となる奉仕活動の規定について、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬の名称を議員報酬に改めるほか、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、市税条例に都市計画税の課税標準の特例を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この改正により税がふえるのか、減るのかとの質疑があり、理事者側から、今回の改正は軽減措置であるが、現在当市で該当する事業者及び法人はないとの答弁がありました。

次に、議案第77号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団に配備している小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、どの程度の老朽化で更新するのかとの質疑があり、理事者側から、むつ消防団の4台は昭和57年の導入で26年間使用、大畑消防団第4分団は昭和59年導入で24年間使用、脇野沢消防団第5分団は平成2年導入で17年間の使用だが、塩害による老朽化が進んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、今後の導入予定についての質疑があり、小型動力ポンプ付積載車は、今後9台を計画的に更新していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第79号 町の区域の変更についてあります。理事者側から、県が行っている畑沢火山砂防工事により、農林水産省から県に所管がえされた国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、このような砂防工事を行う場合、地域住民に対し説明会等を開催し説明しないのか、住民が知らないうちに工事を進めてしまうのかとの質疑があり、県が実施している事業だが、土石流の危険渓流ということで、住民の安全・安心のための事業だと思ふとの答弁がありました。

次に、議案第80号 むつ市土地開発公社定款の

変更についてであります。理事者側から、公有地の拡大の推進に関する法律等の一部改正に伴い、監事の職務に関する規定について、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、公有地の拡大の推進に関する法律の内容についての質疑があり、これまで土地開発公社の定款中に監事の職務として準用していた民法の条文が削除され、公有地の拡大の推進に関する法律に土地開発公社の監事の職務が追加、移行されたという答弁がありました。

次に、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてあります。理事者側から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について専決処分したものである。現在当市に該当する事業者はないとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第85号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（9番 半田義秋議員登壇）

○9番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、公営企業管理者並びに公営企業局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました質疑等について申し上げます。

議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算についてであります。本案について理事者側から、提出されております決算書に基づき収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、さらには損益計算書等の詳細説明がありました。

その結果、営業利益から営業外損益を差し引いた経常利益は3,959万6,953円となり、また特別損失555万2,687円を差し引いた当年度純利益は3,404万4,266円でありました。

これに対し委員から、合併協議事項である水道料金の統一のめど、年度はいつごろになるのか、また大幅な値上げのほうに統一される可能性があるのか、その認識についての質疑があり、理事者側から、合併協議会の取り決め事項の一つとして、水道料金については5年以内をめどに統一を図るということになっているが、それぞれ体系も用途、口径別という違いがあるため、どういう形で料金改定に踏み切るかを検討しているとの答弁がありました。

いずれにしても、水道料金等審議会に諮問し、その答申を受け議会に条例改正案を提出することになる。また、実施に当たって市民への周知期間も必要となることから、料金改定の実施は恐らく来年度中になるとのことでありました。

また、別の委員から、資本的収入及び支出に不足する額に対しての補てん財源の積立金及び留保資金についての質疑があり、理事者側から、平成19年度末で9億9,600万円の補てん財源が留保されており、その内訳は減債積立金7,000万円、建設改良積立金1億5,700万円、そして過年度分損

益勘定留保資金が7億6,900万円であるとの答弁がありました。

そのほか、特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第70号、議案第72号から議案第76号、議案第78号、議案第83号及び議案第84号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意をもって、やまぼうし育英資金の原資として100万円の寄附をいただいたので、これを基金に組み入れ適正な管理運営を図るためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、理事者側から、住民基本台帳カードの普及促進を図るため特別交付税措置が講じられている、平成20年10月1日から平成

23年3月31日までの間の交付手数料500円を無料にするためのものであるとの説明がありました。

この説明に対し委員から、交付手数料を無料にするほかカードの普及促進のためにどのような方法を考えているのか、また別の委員から、交付率はどれくらいかとの質疑があり、理事者側から、イータックスのさらなる普及や広報紙及びエフエムアジュール放送等を通じてのPRに努める。また、交付率については全国で約2%、当市では平成15年度に開始してから739枚交付されているとの答弁がありました。

次に、議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、理事者側から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、施設を使用することができる法人に関する規定について所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありました。

この説明に対し複数の委員から、この施設は将来的にかなりの空きスペースが見込まれるが、その利用方法等について質疑があり、理事者側から、現段階では未定だが、立派な施設なので有効的に利用できるように検討していきたいとの答弁がありました。

議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、むつ市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、市内全地区でゴミ収集体制等の統一を図るためのものであり、資源ゴミ袋の料金は1枚当たり大30円、小20円とする。粗大ゴミについては、一辺の長さが2メートル未満のものが対象で料金は500円とし、収集方式は戸別回収で前週までの予約制とするとの説明がありました。

この説明に対し委員から、むつ地区の資源ゴミの収集方法は町内会単位の集団回収としているが、資源ゴミ袋を導入する利点は何かという質疑

があり、理事者側から、集団回収の場所が遠い等の理由で可燃及び不燃ゴミとして出していた資源ゴミを最寄りのごみ集積所に出すことができるので、資源ゴミの回収率が上がるものと考えている。また、川内、大畑及び脇野沢地区では既に資源ゴミ袋で収集しているが、むつ地区と同様にすべての町内会による集団回収を導入する場合、場所及び担い手の確保等が難しいことから実施可能な団体を対象に集団回収を行うこととし、3地区との統一を図るため、むつ地区でも資源ゴミ袋を導入するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、収集した雑多な資源ゴミを分別する作業に係る経費が必要になるのではないかと質疑があり、理事者側から、ゴミ集積所に出す資源ゴミは、紙類は従来どおり袋は使用せずひもで結び、瓶や缶等を資源ゴミ袋に入れ、その種別により収集日を設定する予定としている。また、きちんと分別されていないゴミ袋には注意を促すためステッカー等を貼り収集しない方法等を検討しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、ゴミの減量を目的にゴミ袋の有料化を実施したはずなのに、再利用できる資源ゴミを出すための袋を有料にすることは逆効果になるのではないかと、資源ゴミの回収率を上げたいのなら袋は無料にすべきとの意見がありました。

また、別の委員から、資源ゴミの収集日が追加されることにより、それに伴う経費がかさむことになるが、今後経過を見ながらよりよい方法を検討してほしい、さらに別の委員から、利便性を図り統一したのだから収集方法の変更について、市民の理解が得られるように十分な説明及び広報をお願いしたいとの意見もありました。

次に、議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例について、理事者側から、むつ市公害対策審議会を組織する委員の構成を変更する

ためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第76号 財産の取得について、理事者側から、むつ市立第三田名部小学校の建設用地として5万1,055平方メートルを1億295万1,000円で取得するためのものであるとの説明がありました。

この説明に対して委員から、この用地への進入路は市道酪農2号線の1カ所しかないが、避難場所等になる可能性もあるので、南方にも進入路が必要ではないかとの質疑があり、理事者側から、市道酪農2号線を拡幅し舗装する計画があるほか、車両は通行できないが国道279号線から入る通学路があるとの答弁がありました。

次に、議案第78号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行わせる指定管理者を、非公募により選定した、医療法人章士会に指定するためのものであるとの説明がありました。

この説明に対して委員から、維持管理費等は指定管理者が負担するのか、また今後発生する修繕費についての取り決めはあるのかとの質疑があり、理事者側から、維持管理費等については指定管理者が負担し、10万円以上の修繕費については市が負担するとの答弁がありました。

次に、議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、理事者側から、歳出について第8款保健事業費では、社団法人日本看護協会のモデル事業として新設した第2目特定保健指導事業費にメタボリックシンドロームの該当者等の食事指導等の需用費及び血液検査委託料等85万8,000円を計上し、第11款諸支出金では、前年度療養給付費等交付金の精算に伴う償還金53万5,000円を、第12款予備費で1,083万4,000円を増額補正している。次に、歳入では、前年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫負担金

1,175万2,000円及び歳出で説明した保健事業費に係る助成金47万5,000円を増額補正することにより、歳入歳出予算総額は72億9,695万6,000円になるとの説明がありました。

続いて、議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、理事者側から、平成19年度の介護給付費負担金等の精算に伴う増額補正であり、補正後の歳入歳出予算総額は42億4,840万8,000円となるとの説明がありました。

これら両議案について、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました16議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第68号

○議長（村中徹也） まず、議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号

○議長(村中徹也) 次は、議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号

○議長(村中徹也) 次は、議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号

○議長(村中徹也) 次は、議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号

○議長(村中徹也) 次は、議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号

○議長（村中徹也） 次は、議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号

○議長（村中徹也） 次は、議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号

○議長（村中徹也） 次は、議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号

○議長（村中徹也） 次は、議案第76号 財産の取得について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市立第三田名部小学校の建設用地を取得するためのものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号

○議長(村中徹也) 次は、議案第77号 財産の取得について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団配備の小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い更新するためのものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号

○議長(村中徹也) 次は、議案第78号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号

○議長(村中徹也) 次は、議案第79号 町の区域の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号

○議長(村中徹也) 次は、議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第83号

○議長(村中徹也) 次は、議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第84号

○議長(村中徹也) 次は、議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第85号

○議長(村中徹也) 次は、議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

報告第22号

○議長(村中徹也) 次は、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第18～日程第19 報告に対する 質疑

報告第18号

○議長(村中徹也) 次は、日程第18 報告第18号 平成19年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第19号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 報告第19号 平成19年度むつ市水道事業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第20 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

議員提出議案第7号

○議長(村中徹也) 次は、日程第20 議員提出議案第7号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番目 時睦男議員。

(10番 目時睦男議員登壇)

○10番(目時睦男) 議員提出議案第7号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

2006年6月の医療制度改革関連法の成立によ

り、この4月から「後期高齢者医療制度」が実施されている。同制度は、75歳以上の高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障害のある者を、他の保険から切り離れた医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

同制度については、高齢者に新たな負担や過重な負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、他の世代とは異なる診療報酬が導入されたため、医療内容が低下したり、受けられる医療が制限されかねないなどさまざまな問題点がある。同制度の実施が高齢者の健康と暮らしに重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。また、市町村の財政的負担が多くなることも明らかである。

よって、国においては高齢者の窓口負担の引き上げや、新たな保険料徴収に関する時限的な措置にとどまらず同制度を廃止し、一たん、老人保健制度に戻すことを強く要請する。

また、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

日程第21 議員派遣について

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、会津若松市親善訪問及び青森県市議会議員研修会に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議され

た事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第197回定例会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会